

## 滋賀県離島振興計画 次期計画の策定について

### 1. 現行の滋賀県離島振興計画の概要

#### (1) 策定の経緯

- 平成24年6月の第180回国会(常会)において、議員立法により離島振興法の法期限が10年延長されたことに併せて、「四方を海等に囲まれ」と改正されたことに伴い、近江八幡市沖島が離島振興法に基づく離島振興対策実施地域に指定された。
- 本県は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、離島振興の基本的指針を示した滋賀県離島振興計画を策定した。  
(計画期間：平成25年度～令和4年度 \*10年間(法期限と同一))

#### (2) 計画策定による効果

- 財政上の措置等(法第6条)  
国は、離島振興計画の円滑な実施その他の振興に必要な財政上の措置を講ずることとされている。
- 国の負担・補助の割合の特例等(法第7条)  
離島振興計画に基づく事業に要する費用については、補助率の嵩上げなどの特例措置の対象とされている。
- 税制上の措置(法第19条)  
国は、租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとされている。

### 2. 離島振興法改正・延長にかかる政府の動き

- 現行法は令和4年度末を期限としており、今国会における改正法案提出の動向について注視している(現在与党間の調整が開始されている模様)。
- 改正法が成立次第、政府において離島振興基本方針を策定予定。

### 3. 本県の対応方針

- 改正法の成立を待って、政府において離島振興基本方針の策定・公表されることを想定し、昨年度から島民ヒアリング等に着手しているところ。
- 本年度は概ね下表のスケジュールで次期滋賀県離島振興計画の策定を進める予定。

#### ■次期滋賀県離島振興計画 策定スケジュール(案)

(改正法の成立を待って、政府において離島振興基本方針の策定・公表)

- ・令和4年9月 近江八幡市より県へ離島振興計画(仮案)の提出
- ・同 12月 仮案について庁内関係部局で調整の上、県、市、沖島住民の3者で意見交換をし、計画案を策定
- ・令和5年3月 常任委員会にて計画案を報告
- ・令和5年4月 県から国へ次期滋賀県離島振興計画を提出